

三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

(1) ストレスチェック制度の導入等に対する個別訪問支援・ストレスチェック制度サポートダイアルの設置

センター所属のメンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、ストレスチェックの導入に関する教育を含め、事業場の状況にあった具体的な支援を実施します。

また、ストレスチェック制度に係る専門的相談に応じ、解決方法等を助言するためサポートダイアルを設置しています。

電話番号 0570-031050 ※相談は無料ですが、通話料金がかかります。

受付時間 平日10時～17時 (土日祝12月29日～1月3日を除く)

(2) 化学物質のRAの実施に関する個別訪問支援

当センター所属の産業保健相談員(労働者50人以上規模事業場)又は労働衛生工学専門員(労働者50人未満事業場)が事業場を訪問し、RAの実施方法、作業環境管理、作業管理等の作業現場の改善等について、労働衛生工学の専門家の見地から産業保健支援を行います。

(3) 治療と職業生活の両立に関する個別訪問支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。

お申し込み等は **三重産業保健総合支援センターHP** <http://www.mies.johas.go.jp/> 電話 059-213-0711

(4) 「各地域産業保健センター」では、労働者50人未満の事業場に対する支援

県内8箇所(桑名、四日市、鈴鹿・亀山、津、松阪、伊勢、伊賀、東紀州)に設けられた各地域産業保健センターでは○健康診断結果に対する医師の意見聴取、○長時間労働者に対する面接指導、○高ストレス者に対する面接指導、○登録保健師による保健指導等を実施しています。

お申し込み等は **各地域産業保健センター** (当センターHPでご確認ください。)